

### 3 化学物質関係

#### (1) 化学物質管理制度

		化学物質排出把握管理促進法	埼玉県生活環境保全条例（県条例）
対象事業所	業種	製造業等24業種	
	従業員数	事業者として常時使用する従業員の数が21人以上	
	事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設 <sup>(※2)</sup> （量に関係なく届出）	0.5トン以上
対象化学物質 <sup>(※1)</sup>		第一種指定化学物質 462物質 （特定第一種指定化学物質を含む）	特定化学物質 606物質 ○第一種指定化学物質 462 （特定第一種指定化学物質を含む） ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 44
届出（報告）内容		環境中への排出量、事業所外への移動量	取扱量（使用量、製造量、取り扱う量）
事業者による管理の改善や環境保全への取組		化学物質管理指針に基づく適正管理	特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出 <sup>(※3)</sup> ・環境負荷低減主任者の選任

備考 政令及び県条例施行規則の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質数が、県条例施行規則の改正により、平成26年度データ分から対象化学物質数が変わった。

(※1) 対象化学物質

第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質。

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質。

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質。

県独自に定めた物質：化学物質排出把握管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

(※2) 特別要件施設：下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

(※3) 適正管理のための手順書：各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

ア 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の集計結果（令和2年度データ／令和3年度届出）

(ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年)

業 種	化学物質排出把握管理促進法			県 条 例	
	件 数	排出量 <sup>(※4)</sup>	移動量 <sup>(※5)</sup>	件 数	取扱量 <sup>(※6)</sup>
製 造 業	686	4,639	7,505	792	317,181
出版・印刷・同関連産業	51	② 575	④ 507	55	10,702
化学工業	② 144	④ 547	① 3,582	② 163	② 195,717
プラスチック製品製造業	④ 75	① 1,091	③ 581	④ 76	④ 22,093
ゴム製品製造業	16	315	131	18	632
鉄鋼業	18	88	② 1,397	18	9,766
非鉄金属製造業	34	51	44	39	⑤ 13,843
金属製品製造業	③ 111	③ 559	⑤ 295	③ 130	4,058
電気機械器具製造業	53	108	220	⑤ 65	③ 45,736
輸送用機械器具製造業	44	⑤ 434	93	54	2,048
石 油 卸 売 業	13	0	0	13	729
燃 料 小 売 業	① 566	95	0	① 566	① 285,077
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	⑤ 71	1	4	33	839
そ の 他	74	241	139	64	4,920
合 計	1,410	4,976	7,648	1,468	608,746

(注) ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(※4) 排出量：事業所の生産工程などから排出ガスや排水などに含まれて環境中に排出された量のこと、埼玉県では大気への排出が全体の96.1%を占める。

(※5) 移動量：事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排水の中に含まれている量のこと、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99.7%を占める。

(※6) 取扱量：使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物 質 名	化学物質排出把握管理促進法			県 条 例	
	件 数	排出量	移動量	件 数	取扱量
エチルベンゼン	④ 593	⑤ 254	183	④ 616	15,012
塩化第二鉄	62	0	221	66	3,866
キシレン	② 769	② 413	④ 308	② 802	② 65,769
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	120	③ 408	173	63	1,307
ヘキサメチレンテトラミン	7	0	② 1,400	7	1,580
1,2,4-トリメチルベンゼン	③ 645	112	31	③ 657	④ 40,994

物質名	化学物質排出把握管理促進法			県 条 例	
	件数	排出量	移動量	件数	取扱量
トルエン	① 781	① 2,878	① 2,362	① 806	① 173,177
鉛	14	0	4	16	31,326
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	30	5	⑤ 274	34	12,695
ノルマルーヘキサン	555	④ 297	165	⑤ 557	③ 44,143
ベンゼン	⑤ 574	8	0	506	7,889
マンガン及びその化合物	110	27	③ 1,260	55	6,639
ダイオキシン類	131	(2.60)	(110.7)	0	0
硫酸(三酸化硫黄を含む)	—	—	—	214	⑤ 31,331
メチルエチルケトン(別名MEK)	—	—	—	158	25,962
メタノール	—	—	—	186	20,471
塩化水素(塩酸を含む)	—	—	—	165	8,775
硝酸	—	—	—	96	6,588

(ウ) 大気への排出量(上位5物質) (単位:トン/年)

順位	物質名	届出排出量
		(大気への排出量に占める割合%)
1	トルエン	2,878 (60.1)
2	キシレン	413 (8.6)
3	ジクロロメタン(塩化メチレン)	408 (8.5)
4	ノルマルーヘキサン	297 (6.2)
5	エチルベンゼン	254 (5.3)

(エ) 公共用水域への排出量(上位5物質) (単位:トン/年)

順位	物質名	届出排出量
		(公共用水域への排出量に占める割合%)
1	ほう素化合物	80 (41.7)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	45 (23.4)
3	マンガン及びその化合物	27 (14.1)
4	亜鉛の水溶性化合物	25 (13.0)
5	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	3 (1.6)

イ 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出以外の化学物質排出量推計結果(令和2年度データ/令和3年度推計)

届出によって把握される排出量に加え、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア) 総排出量(届出排出量+届出外排出量) (単位:トン/年)

届出排出量	届出外排出量					総排出量
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	届出外計	
4,976 (39.9%)	2,014 (16.1%)	1,414 (11.3%)	1,777 (14.2%)	2,290 (18.4%)	7,495 (60.1%)	12,470 (100%)

(イ) 移動体からの排出量 (上位5物質) (単位: トン/年)

順位	物質名	排出量
1	トルエン	885
2	キシレン	508
3	ベンゼン	195
4	ノルマルヘキサン	172
5	ホルムアルデヒド	146

(ウ) 家庭からの排出量 (上位5物質)

(単位: トン/年)

順位	物質名	製品の例	排出量
1	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル	台所用合成洗剤	607
2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	371
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	212
4	2-アミノエタノール	合成洗剤、中和剤	120
5	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー	116

※当集計結果に用いている数値は、一部端数処理を行っているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 化学物質環境モニタリング調査 (令和3年度)

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

春日丘工業団地 (深谷市)

イ 調査内容

調査地点: 工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点 (対照地点)

調査方法: 各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果 (全4回調査の平均値)

春日丘工業団地

単位: ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

調査地点名 調査対象物質	春日丘工業団地									環境基準
	北 深谷市 本田	北東 深谷市 白草台	東 深谷市 本田	南東 深谷市 白草台	南 深谷市 白草台	南西 深谷市 白草台	西 深谷市 本田	北西 深谷市 本田	対照 深谷市 畠山	
トルエン	9.4	11	9.5	15	12	10	5.7	8.8	6.8	—
キシレン	3.4	4.3	2.7	5.9	4.4	3.7	1.5	2.6	1.7	—
エチルベンゼン	3.2	4.7	2.8	6.2	4.8	3.8	1.6	2.8	1.7	—
1,2,4-トリメチルベンゼン	0.83	1.2	0.79	1.9	1.6	1.5	0.67	1.1	0.78	—
ベンゼン	0.70	0.66	0.64	0.63	0.63	0.63	0.58	0.63	0.84	3.0以下
1,3-ブタジエン	0.046	0.043	0.053	0.046	0.042	0.046	0.036	0.051	0.056	—
四塩化炭素	0.46	0.48	0.49	0.49	0.48	0.50	0.47	0.48	0.48	—

## (3) 大気中石綿濃度調査結果一覧（令和3年度）

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度 (本/リットル)
1	住宅地域	熊谷市	熊谷市久下公民館	0.21
2	住宅地域	秩父市	秩父市文化体育センター	0.17
3	住宅地域	飯能市	飯能市役所	0.22
4	住宅地域	本庄市	本庄市児玉総合支所	0.22
5	住宅地域	春日部市	春日部市役所	0.29
6	住宅地域	羽生市	羽生市役所	0.39
7	住宅地域	深谷市	深谷市幡羅公民館	0.45
8	住宅地域	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北市民センター	0.094
9	住宅地域	小川町	小川町総合福祉センター	0.17
10	住宅地域	久喜市	久喜市鷲宮東コミュニティセンター	0.28
11	道路沿線地域	草加市	草加市花栗自動車排出ガス測定局	0.11
12	道路沿線地域	戸田市	戸田美女木自動車排出ガス測定局	0.088
13	道路沿線地域	入間市	国設入間自動車排出ガス測定局	0.098
14	その他の地域	上尾市	上尾市北部浄水場	0.075
15	その他の地域	久喜市	久喜菖蒲公園	0.088
16	その他の地域	八潮市	西袋排水機場	0.098
17	その他の地域	ふじみ野市	ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館	0.12
18	その他の地域	滑川町	滑川町文化スポーツセンター	0.30
19	その他の地域	吉見町	吉見町越中公園	0.42
20	その他の地域	加須市	埼玉県環境科学国際センター	0.32

※ 1地域ごとに2か所、連続する3日間で試料採取を実施（1地域ごとに2か所×3日間＝6検体）。

1地域の値は6検体の幾何（相乗）平均値。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

ア 特定施設設置状況

(ア) 大気基準適用施設設置状況

(R4.3.31現在)

番号	施設の種類		施設数			事業所数		
			県	市	計	県	市	計
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉		3	1	4	3	1	4
3	亜鉛回収施設		0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設		27	1	28	7	1	8
5	廃棄物 焼却炉	4t/時以上	35	24	59			
		2t/時以上4t/時未満	71	5	76			
		200kg/時以上2t/時未満	50	5	55			
		200kg/時未満	49	15	64			
		小計	205	49	254	121	30	151
		合計	235	51	286	131	32	163

(イ) 水質基準対象施設

(R4.3.31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業場数		
		県	市	計	県	市	計
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0

番号	施 設 の 種 類	施設数			事業場数			
		県	市	計	県	市	計	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	1	1	0	1	
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	52	0	52	4	0	4	
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	85	19	104	33	7	40
		灰の貯留施設	40	12	52	22	8	30
		小計	125	31	156	55	15	70
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	4	2	0	2	
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0	0	0	0	0	
合 計		192	31	223	72	15	87	

※「事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

(ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(令和3年度)

	立入検査数		行政検査数		行政措置件数			
	県	市	県	市	命 令		行 政 指 導	
					県	市	県	市
大気基準対象施設	64	35	6	11	0	0	0	0
水質基準対象施設	51	4	5	0	0	0	0	0

イ 設置者による測定結果報告

(ア) 大気基準適用施設

(令和3年度)

施設の種類の	報告施設数		測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
製鋼用電気炉	3	1	0.0038～0.096	0	0
アルミニウム合金製造施設	20	1	0.0～0.74	0	0
廃棄物焼却炉	153	44	0.0～66	1	0
合 計	176	46	—	1	0

(イ) ばいじん及び燃え殻

(令和3年度)

項目	報告施設数		測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
ばいじん	143	40	0.0～43	24	0
燃え殻	136	42	0.0～2.9	0	0
合計	279	82	—	24	0

※1 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市及び越谷市をいう。

※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

(ウ) 水質基準適用事業場数

(令和3年度)

特定施設	報告事業場数		測定結果 (pg-TEQ/L) (最小～最大)	基準値を超えた事業場数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	3	6	0.0038～2.2	0	0
フロン類の破壊施設	1	0	0.00000	0	0
下水道終末処理施設	9	0	0～0.024	0	0
合計	13	6	—	0	0

(エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値

特 定 施 設	排出基準 (pg-TEQ/L)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10 ※基準は同じ
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び排ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工事又は事業場から排出される水の処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

## (5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。

## 備考

- 「検液」とは、平成3年8月23日環境庁告示第46号付表に定める方法により作成した液。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月23日環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

項 目	環 境 上 の 条 件
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。

## (6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準(土壌汚染対策法)

	特定有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること		
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること	
第三種特定有害物質	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

## 備考

- 1 土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2 土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(7) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壌中（乾物）								玄米中（現物）			
		銅（基準値125mg/kg）				砒素（基準値15mg/kg）				カドミウム（基準値0.4mg/kg）			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(S54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(H元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(21~24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡目	(26~29) 全県	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡目	(R元~3) 全県	24.4	0.1	8.5	86	10.1	0.1	2.1	86	0.23	0.02	0.08	26

(注) 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年は各調査巡の取りまとめ年である。  
 nd：検出限界以下 tr：極微量検出

(8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準  
 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	砒素	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	総水銀	0.0005mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと。
六価クロム	0.05mg/L以下	PCB	検出されないこと。

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
達成期間		該当水域	
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。		全公共用水域	

- 備考
- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(9) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況 (令和3年度)

河川名	地 点 名 (所在地)	項 目 名	総検体数	基準値超過検体数	最 大 値	平 均 値	環境基準値
	非達成地点なし						

(10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
PCB	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

(11) 地下水水質概況調査結果

ア 項目別検出状況

(令和3年度)

項 目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
カドミウム	85	0	100
全シアン	85	0	100
鉛	85	0	100
六価クロム	85	0	100
砒素	85	3	96.5
総水銀	85	0	100
アルキル水銀	85	0	100
PCB	85	0	100
ジクロロメタン	85	0	100
四塩化炭素	85	0	100
クロロエチレン	85	0	100
1,2-ジクロロエタン	85	0	100
1,1-ジクロロエチレン	85	0	100
1,2-ジクロロエチレン	85	0	100
1,1,1-トリクロロエタン	85	0	100

項 目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
1,1,2-トリクロロエタン	85	0	100
トリクロロエチレン	85	0	100
テトラクロロエチレン	85	1	98.8
1,3-ジクロロプロペン	85	0	100
チウラム	85	0	100
シマジン	85	0	100
チオベンカルブ	85	0	100
ベンゼン	85	0	100
セレン	85	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	85	5	94.1
ふっ素	85	0	100
ほう素	85	0	100
1,4-ジオキサン	85	0	100

## イ 環境基準超過地点

(令和3年度)

項 目	地 点	濃 度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
砒素	3	0.011~0.018	0.01以下
テトラクロロエチレン	1	0.023	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	11~28	10以下

## ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数の割合 (%)
平成29年度	46	86	72	83.7
平成30年度	47	84	75	89
令和元年度	48	85	77	90.6
令和2年度	45	87	77	88.5
令和3年度	44	85	76	89.4

## (12) ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	水 質	土 壌	河 川 底 質
年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	年間平均値が1 pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果

ア 大気（令和3年度）

地域分類	調査機関	調査地点	調査結果 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]				
			第1回 5/25～6/1 <sup>※1,2</sup>	第2回 7/13～20 <sup>※1</sup>	第3回 10/12～19 <sup>※1</sup>	第4回 1/11～1/18 <sup>※1</sup>	平均値
一般環境 (17地点)	埼玉県 (10地点)	八潮局（八潮市水道部）	0.014	0.013	0.015	0.034	0.019
		新座局（水道管理センター）	0.016	0.011	0.011	0.010	0.012
		日高局（高麗川南公民館）	0.010	0.0089	0.012	0.0062	0.0093
		久喜局（久喜南中学校）	0.012	0.011	0.031	0.014	0.017
		加須局（水産研究所）	0.014	0.0098	0.061	0.0096	0.024
		鴻巣局（鴻巣市役所）	—	0.011	—	0.014	0.013
		小川局（小川高等学校）	—	0.0085	—	0.0045	0.0065
		深谷局（桜ヶ丘小学校）	0.023	0.023	0.032	0.013	0.023
		本庄児玉局（児玉児童公園）	—	0.0091	—	0.0072	0.0082
		秩父局（秩父農林振興センター）	—	0.0043	—	0.0066	0.0055
	さいたま市 (2地点)	さいたま市大宮局（さいたま市立大宮小学校）	0.010	0.020	0.015	0.013	0.015
		さいたま市役所局（さいたま市役所）	0.049	0.014	0.017	0.013	0.023
	川越市	川越市川越局（宮下町）	0.012	0.010	0.011	0.0096	0.011
	越谷市	越谷市役所（越ヶ谷）	0.018	0.015	0.015	0.044	0.023
	川口市	川口市芝樋ノ爪小学校（芝樋ノ爪）	—	0.013	—	0.0086	0.011
	所沢市 (2地点)	所沢市教育センター（けやき台）	0.013	0.019	0.011	0.0096	0.013
		所沢市東所沢局（東所沢）	0.0098	0.015	0.012	0.015	0.013
一般環境平均						0.014	
固定発生源周辺	埼玉県	三ヶ尻（熊谷市三ヶ尻）	0.026	0.022	0.039	0.086	0.043
沿道 (2地点)	埼玉県 (2地点)	戸田美女木自排局（西部福祉センター）	0.010	0.0094	0.014	0.0099	0.011
		草加市花栗自排局（花栗中学校）	—	0.0094	—	0.028	0.019
	沿道平均						0.015
全地点平均						0.016	

※1 川越市は、令和3年5月26日～6月2日、7月14日～7月21日、10月13日～10月20日、令和4年1月12日～1月19日で実施

※2 サンプルング機器不具合のため、久喜局は令和3年5月28日～6月4日で実施

イ 公共用水域（河川水質・河川底質）におけるダイオキシン類常時監視結果（令和3年度）

水質環境基準：年間平均値 1 [pg-TEQ/L] 以下、底質環境基準：150 [pg-TEQ/g] 以下

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関			
					河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]				
					測定値	年平均値					
3	荒川	治水橋	基	R3. 9. 22	0.088	0.088	1.2	国土交通省			
4		開平橋	基	R3. 9. 22	0.13	0.13	2.5				
10	芝川	八丁橋	基	R3. 10. 20	0.44	0.33	28	さいたま市			
				R4. 1. 28	0.21		—				
12	新芝川	山王橋	基	R3. 10. 19	0.52	0.37	2.9	川口市			
				R4. 1. 17	0.22		—				
18	鴨川	中土手橋	基	R3. 10. 20	0.28	0.19	0.59	さいたま市			
							R4. 1. 31		0.098	—	
19		加茂川橋		R3. 10. 20	0.14	0.16	15				
							R4. 1. 31		0.17	—	
22	入間川	初雁橋		R3. 10. 7	0.045	0.045	0.27	川越市			
27	越辺川	今川橋	基	R3. 11. 2	0.018	0.018	0.2	埼玉県			
38	市野川	徒歩橋	基	R3. 11. 2	0.38	0.38	2.5				
45	中川	潮止橋		R3. 5. 13	2.5	1.4	—				
							R3. 8. 11		1.3	—	
							R3. 10. 7		1.3	1.3	
							R3. 12. 21		0.31	—	
52	綾瀬川	内匠橋	基	R3. 5. 14	1.1	0.64	—	国土交通省			
							R3. 8. 12		0.53	—	
							R3. 10. 8		0.55	30	
							R3. 12. 22		0.38	—	
53		手代橋			R3. 5. 14	2.2	1.3		—		
									R3. 8. 12	1.4	—
									R3. 10. 8	0.92	3.7
									R3. 12. 22	0.54	—
54		槐戸橋			R3. 5. 14	2.4	1.3		—		
									R3. 8. 12	1.3	—
									R3. 10. 8	0.82	—
55			躰橋	基	R3. 10. 18	0.52	0.32		36	さいたま市	
								R4. 1. 28	0.12		—

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果		調査機関		
					河川水質 [pg-TEQ/L]			河川底質 [pg-TEQ/g]	
					測定値	年平均値			
A	綾瀬川	綾瀬川橋		R3. 4.26	1.1	1.1	—	越谷市	
				R3. 8.6	2.3		—		
				R3.11.4	0.80		2.9		
				R4. 1.18	0.30		—		
C		新簀子橋		R3.10.18	0.26	0.22	20	さいたま市	
R4. 1.28				0.17	—				
D		関橋		R3.10.29	0.38	0.38	19	埼玉県	
E		上綾瀬橋		R3. 4.20	0.25	1.4	—		
				R3. 8.24	3.5		—		
				R3.10.29	1.7		—		
	R4. 1.12			0.14	—				
56	伝右川	伝右橋		R3. 4.20	1.3	1.1	—		
				R3. 8.24	1.5		—		
				R3.11.1	0.46		210		
				R4. 1.12	1.1		—		
57	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	R3.11.1	0.63	0.63	—	埼玉県	
F		松江新橋		R3. 4.20	0.38	0.77	—		
				R3. 8.24	1.3		—		
				R3.11.1	0.88		11		
				R4. 1.12	0.53		—		
G		弁天橋		R3. 4.20	0.76	0.79	—		
				R3. 8.24	0.92		—		
				R3.11.1	1.1		8.6		
				R4. 1.12	0.39		—		
60		元荒川	中島橋	基	R3.11.4	0.87	0.87		1.9
64	新方川	昭和橋	基	R3. 4.26	2.2	1.8	—		
				R3. 8.6	3.6		—		
				R3.11.4	0.96		8.5		
				R4. 1.18	0.53		—		
65	大落古利根川	ふれあい橋	基	R3. 4.26	0.36	0.36	—		
				R3. 8.6	0.42		—		
				R3.11.4	0.40		2.5		
				R4. 1.21	0.26		—		
68	新河岸川	笹目橋	基	R3.11.2	0.062	0.062	1.1	埼玉県	
70		旭橋		R3.10.7	0.10	0.10	4.7	川越市	

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関
					河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	
					測定値	年平均値		
77	不老川	不老橋	基	R3.10.7	0.044	0.044	0.96	川越市
I		金井沢橋		R3.11.2	0.19	0.19	4.5	所沢市
79	利根川	栗橋	基	R3.10.21	0.11	0.11	0.33	国土交通省
88	小山川	新明橋	基	R3.10.29	0.18	0.18	0.22	埼玉県
92	元小山川	新泉橋	基	R3.10.29	0.19	0.19	—	
93	柳瀬川	清柳橋	基	R3.11.2	0.058	0.058	0.67	所沢市
L1	神流川	下久保ダム貯水池 (神流湖)	基	R3.10.8	0.067	0.067	0.69	水資源機構
					最小値	0.018	0.20	
					最大値	1.8	210	

注1) NO.欄の数字は、令和3年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。

アルファベットは、同測定計画にない地点であることを示します。

注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

ウ 地下水常時監視結果（令和3年度）

環境基準：1 pg-TEQ/L以下

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1	埼玉県	三郷市	後谷	R3.10.8	0.083
2		川島町	出丸中郷	R3.10.14	0.078
3		小鹿野町	下小鹿野	R3.9.28	0.088
4		秩父市	堀切	R3.9.28	0.081
5		加須市	今鉢	R3.10.11	0.080
6		羽生市	下岩瀬	R3.10.4	0.080
7		本庄市	新井	R3.10.11	0.078
8	さいたま市	さいたま市	桜区五関	R3.9.13	0.062
9	川越市	川越市	野田町	R3.10.7	0.041
10	川口市	川口市	弥平	R3.5.26	0.063
11	所沢市	所沢市	牛沼	R3.11.16	0.063
12	越谷市	越谷市	大成町	R3.11.26	0.014

エ 土壤常時監視結果（令和3年度）

環境基準：1000pg-TEQ/g以下

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	さいたま市	さいたま市	西区中釘	R3. 10. 18	17
2	川越市	川越市	山田	R3. 12. 7	1. 4
3			むさし野	R3. 12. 7	0. 085
4	川口市	川口市	上青木	R3. 12. 17	11
5			本蓮	R3. 12. 17	1. 6
6			安行出羽	R3. 12. 17	0. 36
7	越谷市	越谷市	川柳町	R3. 12. 14	7. 8
8	行田市	行田市	馬見塚	R3. 8. 16	0. 42
9			門井町	R3. 8. 16	5. 6
10			真名板	R3. 8. 16	0. 71
11	所沢市	所沢市	牛沼	R3. 11. 16	4. 9
12			南永井	R3. 11. 16	21
13	飯能市	飯能市	双柳	R3. 11. 18	3. 0
14			長沢	R3. 11. 18	0. 12
15			下赤工	R3. 11. 18	0. 093
16			阿須	R3. 11. 18	0. 28
17			名栗	R3. 11. 18	0. 65
18	羽生市	羽生市	上岩瀬	R3. 10. 7	0. 70
19			弥勒	R3. 10. 7	6. 9
20			上新郷	R3. 10. 7	0. 052
21	三郷市	三郷市	中央	R3. 10. 25	10
22			泉	R3. 10. 25	6. 6
23			鷹野	R3. 10. 25	1. 0
24	坂戸市	坂戸市	石井	R3. 8. 24	9. 6
25			新堀	R3. 8. 24	9. 3
26	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	太田ヶ谷	R4. 1. 13	0. 032
27	ふじみ野市	ふじみ野市	福岡	R4. 1. 21	4. 7
28			西原	R4. 1. 21	2. 8
29			ふじみ野	R4. 1. 21	0. 29
30			苗間	R4. 1. 21	0. 54